

7 水管第 3123 号  
令和 8 年 3 月 23 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（まだら北海道太平洋）に関する令和 7 管理年度における漁獲  
可能量の変更について（諮問第 505 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた、特定水産  
資源（まだら北海道太平洋）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量について、  
別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づ  
き、貴審議会の意見を求める。



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びびまさば太平洋系群、まさば及びびまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>まさば及びびまさば太平洋系群、まさば及びびまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道系太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から令和八年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第九 (略)</p> <p>第十 まだら北海道太平洋</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>27,100トン</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>第十一 (略)</p>	<p>まさば及びびまさば太平洋系群、まさば及びびまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道系太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から令和八年六月三十日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第九 (略)</p> <p>第十 まだら北海道太平洋</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>24,100トン</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>第十一 (略)</p>

# 令和7管理年度まだら北海道太平洋の 漁獲可能量の変更について

令和8年3月  
水産庁

## 1 TAC

### (1) 変更の理由

本資源については、資源評価の精度及び資源の分布状況から起こり得る他海域からの資源の移入を考慮し、資源管理基本方針別紙2-44「まだら北海道太平洋（ステップアップ管理対象資源）」第4の3の規定により、「漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、当該管理年度の漁獲可能量（TAC）に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する」こととしているところ。

令和7管理年度の漁獲状況は、従来は漁獲が減少に転じる1月において沿岸の漁獲量は近年の最大漁獲量を記録しており、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる状況にある。

このため、TACを下記のとおり変更する。

### (2) 令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）のTAC

変更後	27,100 トン
変更前	24,100 トン

#### (参考1) 27,100 トンの計算方法

年間漁獲予測量（下記（1）～（3）の合計値）を百トン未満を切り上げて算出。

- (1) 令和7年7月～令和8年1月：令和7管理年度の漁獲実績（18,347 トン）
- (2) 2月：令和7管理年度の沖合底びき網漁業の漁獲実績＋北海道及び青森県について過去10年間の最大値と仮定した数量（2,192 トン）
- (3) 3月～6月：各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量（6,472 トン）

#### (参考2) TAC及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7 (2025) 管理年度 (変更案)	R7 (2025) 管理年度	R6 (2024) 管理年度	R5 (2023)	R4 (2022)	R3 年(2021)
TAC	27,100	24,100	23,900	未設定	未設定	未設定
漁獲実績	-	-	24,438	24,201	27,731	26,833

(参考3) 資源管理基本方針 別紙2-44「まだら北海道太平洋(ステップアップ管理対象資源)」より抜粋

#### 第4 漁獲シナリオ

##### 1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

##### 2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

##### 3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量(各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量)を上限として追加する。

## 2 配分

資源管理基本方針別紙2-44「まだら北海道太平洋(ステップアップ管理対象資源)」第6の1に従い、別紙のとおり試行目安数量を提示する。

(参考4) 資源管理基本方針 別紙2-44「まだら北海道太平洋(ステップアップ管理対象資源)」より抜粋

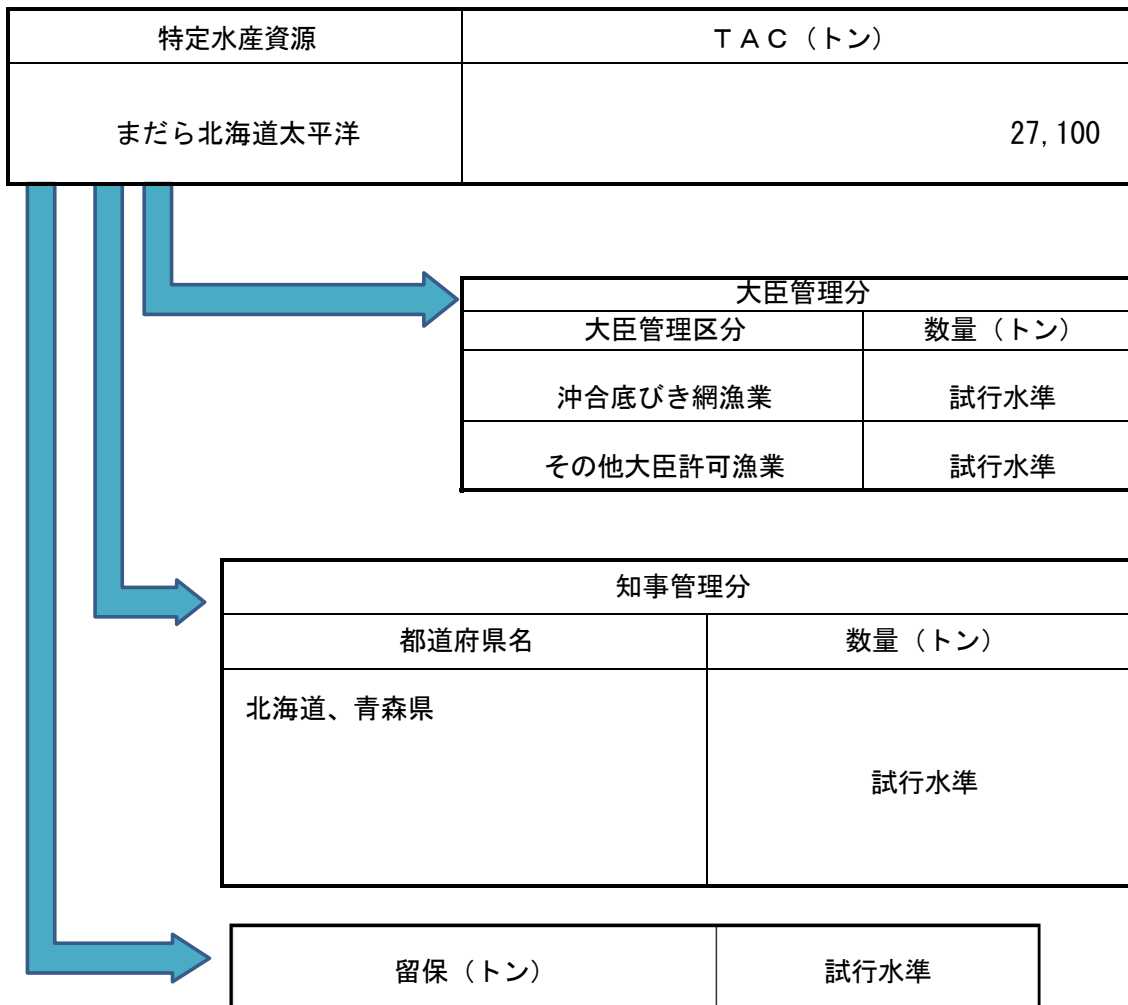
#### 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

令和7管理年度まだら北海道太平洋漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）



(参考)

## 試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら北海道太平洋の試行目安数量（変更後）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	9,325	34.41%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
北海道	15,756	58.14%
青森県	2,019	7.45%
留保	0	0.00%
合計	27,100	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保=0パーセント）に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。

## 参考

## 生物学的特性



- 成熟開始年齢：雄3歳、雌4歳
- 産卵期：12月～翌年3月下旬。
- 産卵場：沿岸域全体に散在
- 食性：漂泳生活をしている幼稚魚期は主にカイアシ類、底生生活に入ってからには主に魚類、甲殻類、頭足類、貝類
- 捕食者：海獣類

- 本海域と隣接海域のそれぞれに産卵場が散在し、各繁殖群の回遊範囲は基本的に資源ごとに分かれていると考えられる
- 「系群」とはせず「海域」として評価

# 資源評価の方法①

- 改正漁業法では、最大持続生産量（MSY）を達成するためにMSYを実現する資源量（親魚量）を目標として資源量（親魚量）を維持・達成することが定められている
- マダラ北海道太平洋では、1985～2024年漁期の漁獲量と沖合底びき網漁業の標準化CPUEを用いて余剰生産モデルにより資源解析を行っている
- 現状で資源量の絶対値については資源評価への利用に至っていないが、平均を1として規格化した相対値については資源量指標値（資源量の相対的な推移を反映する指標値）として利用可能である
- そのような資源についてもMSYの考え方に基づく管理を行うために、「**2系ルール**」により資源評価を行っている

作成：国立研究開発法人水産研究・教育機構

2

# 資源評価の方法②

**【用いるデータ】**

**漁獲量（沖底、沿岸漁業）**

**標準化CPUE（沖底）**

**資源量の変化を反映**

**【資源量指標値の推定】**

余剰生産モデル（詳細は次のスライド）を使用して、漁獲量と標準化CPUEから資源量指標値を推定  
→ 目標水準（資源管理の目標）の設定と漁獲管理規則（漁獲シナリオ）に使用

**資源量の変化をさらに反映**

**【2系ルールによるABC算定】**

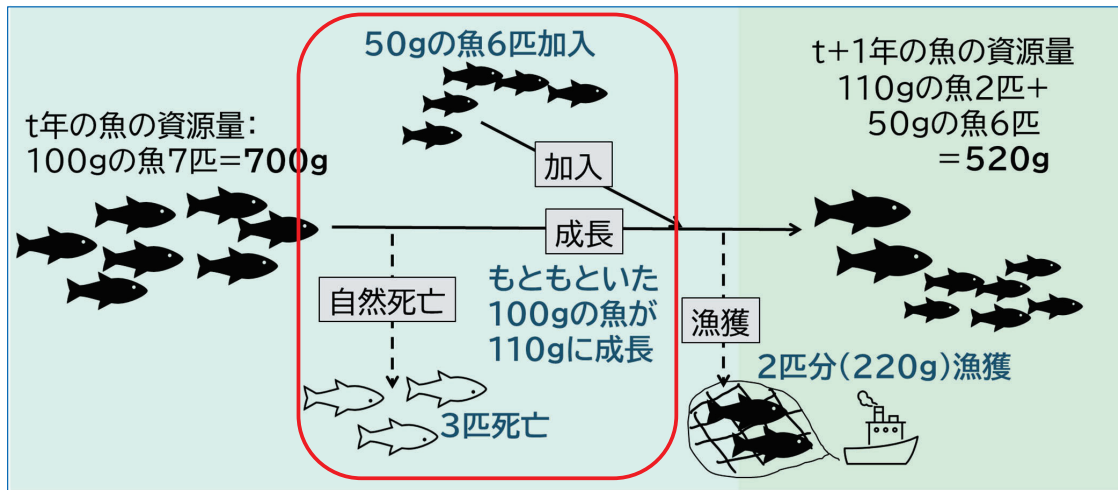
現段階では資源量、漁獲圧の絶対値の推定・将来予測ができないため、資源管理の目標、資源量指標値、過去の漁獲量の平均値を用いて算出

低い ← CPUE → 高い

作成：国立研究開発法人水産研究・教育機構

3

# 余剰生産モデルを用いた資源解析

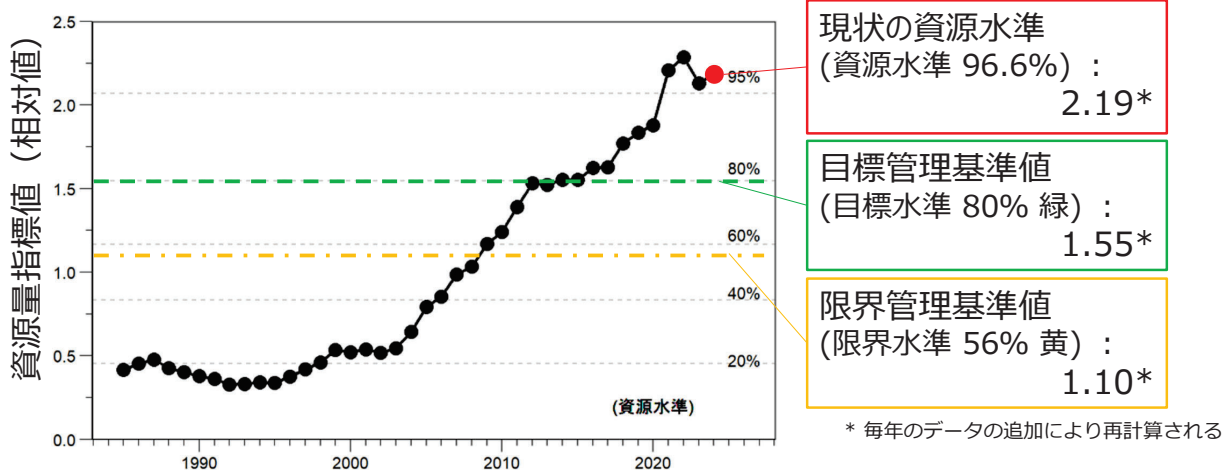


- 余剰生産量は、「加入量 + 成長した魚の増加分 - 自然死亡の量」で表される
- 余剰生産モデルで推定された資源量指標値を、目標水準（資源管理の目標）の設定と漁獲管理規則（漁獲シナリオ）に使用

作成: 国立研究開発法人水産研究・教育機構

4

## 資源管理の目標

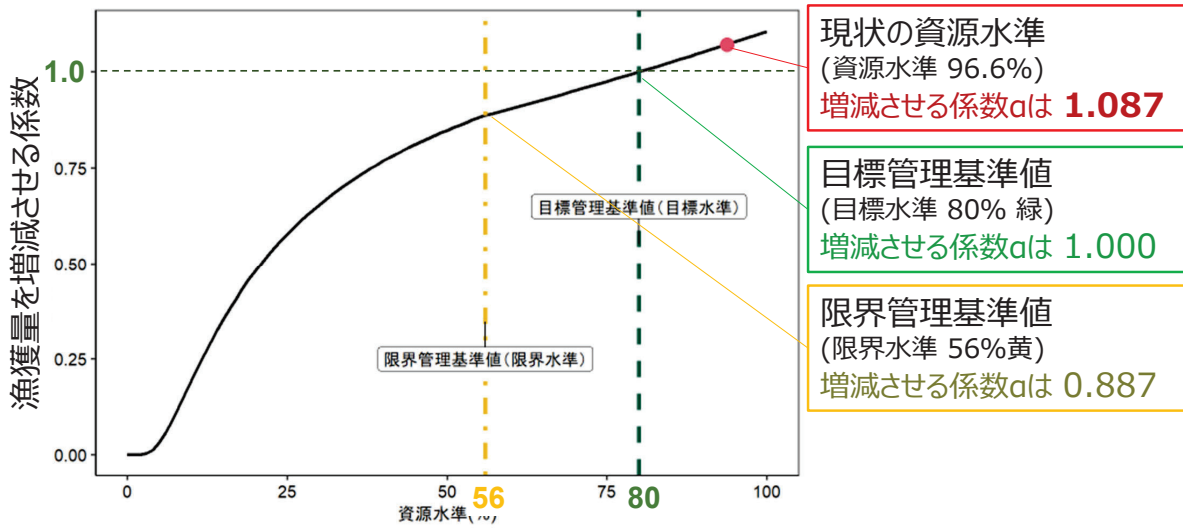


- 過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80%に相当する指標値を目標管理基準値とする
- 同様に56%に相当する指標値を限界管理基準値とする
- 2014年漁期以降は目標管理基準値を上回り、2024年漁期は96.6%水準

作成: 国立研究開発法人水産研究・教育機構

5

# 漁獲管理規則（漁獲シナリオ）



漁獲管理規則において、現状の資源水準の目標水準・限界水準に対する位置関係により、ABCを算出する際に直近5年間の漁獲量にかけるべき係数が定まる（この場合、1.087）

作成：国立研究開発法人水産研究・教育機構

6